

役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、役員と評議員（以下「役員等」という。）の報酬及び旅費の額並びに支給方法について必要な事項を定めることを目的とする。

(役員等の報酬)

第2条 役員等の報酬は、次のとおりとする。

理事長	月額200,000円
常務理事	月額250,000円
理事	年額150,000円
監事	年額150,000円
評議員	年額100,000円

- 2 常務理事が職員（嘱託員を含む）であり、職員として支給される給料（職員給与規程第3条第1項第1号に規定する給料）の額が前項に規定する額に達しない場合、その差額を報酬として支給することとする。
- 3 常務理事には前2項の報酬の他に賞与を支給する。なおその額は職員給与規程に準じて算出される額とする。
- 4 前3項の規定に関わらず、理事が職員（嘱託員を含む）である場合には、報酬並びに賞与を支給しない。

(報酬の支給)

第3条 報酬の支給は理事長並びに常務理事については毎月25日とし、その他の役員等は毎年度3月25日とする。ただし、任期満了、辞職、死亡等により退任したときは、速やかに支給するものとする。

- 2 第2条に規定する報酬のうち月額で支給するものは毎月初日を起算日とし、起算日時点で在任している月において支給するものとする。
- 3 第2条に規定する報酬のうち年額で支給するものは毎年度4月1日を起算日とし、年度の途中で役員等の就任又は退任が発生した場合は、報酬年額を12で除し、就任していた月数（以下「就任月数」という。）を乗じて得た額（1円未満の端数切り上げ）を当該年度の報酬額とする。
なお就任月数は就任した日の前日の属する月の翌月を開始月とし、退任した日の属する月を終了月とする。

(旅費の支給)

第4条 役員等が職務のために出張したときは、旅費規程に該当する場合に旅費を支給する。ただし、役員が職員（嘱託員含む）である場合は支給しない。

(改正)

第5条 この規程の改正は、評議員会の決議により行うものとする。

附 則 この規程は、平成29年4月 1日から適用する。

附 則 この規程は、平成29年6月27日から適用する。